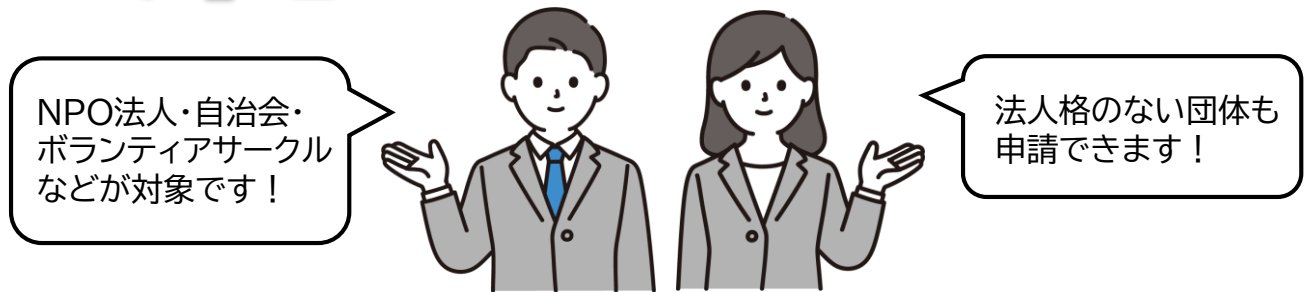




追加募集!

地域課題の解決に向けた活動を応援する 交付金をご存じですか?



NPO法人・自治会・ボランティアサークルなどが対象です!

法人格のない団体も申請できます!

申請受付期間

令和7年10月1日(水)～10月31日(金)

対象事業

令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)

重点課題対応プログラム／対象分野

子育て・要配慮者支援・防災・多文化共生・移住促進・協働教育

特に地域の支えが必要とされる重点課題（上記対象分野）の解決に向けた事業のうち、自主的な事業運営を目指すもの

基盤強化プログラム／対象分野

地域課題全般

重点課題として掲げる6分野に限定されない、地域課題の解決に向けた事業のうち、自主的な事業運営を目指すもの

交付率と交付上限率 ※京都府内の事業が対象

事業実施地域	交付率	交付上限額
京都市内	1/3以内	100万円
京都市外	2/3以内	200万円

詳細は、府ホームページの募集要領へ!



地域交響プロジェクト交付金



もっと知りたい「地域交響プロジェクト交付金」

Q1 どのような団体が申請できますか？

地域住民が主体的に参画し、地域課題の解決に直接取り組む非営利団体が対象です。

例) NPO法人、公益社団法人、公益財団法人、ボランティアサークル
地縁型団体（自治会・町内会、老人クラブ、婦人会、子ども会、PTA）
公共的団体（商工会、商工会議所、社会福祉協議会、観光協会）等

Q2 どのような事業や経費が対象となりますか？

地域課題の解決に向けて取り組む事業が対象です。

これまでの事業例	対象経費例
- 子育ての困りごとに関する相談会 - 要配慮者のための居場所づくり - 移住希望者向けに開催するワークショップ	事業実施に伴うスタッフ旅費 広報チラシ作成費 会場費 等

※ 国や府の他の補助制度との併用や、対象事業費が15万円未満の場合等は対象外です。
※ 経常的な団体運営に要する経費（家賃や光熱費等）や飲食料費等は対象外です。

Q3 どのように申請すればよいですか？

申請受付期間内（**令和7年10月1日～10月31日**）に京都府・市町村の申請窓口へ必要書類を郵送又は持参により提出してください。**事業実施地域により、申請窓口が異なりますので、詳しくは募集要領を確認してください。**

Q4 交付金以外の支援はありますか？

府が地域活動団体等に専門家を派遣し、活動や団体運営についてアドバイスをする「専門家派遣事業」を実施しています。「広報」、「事業計画」や「資金調達」等の専門家が登録されており、最大5回までアドバイスを受けることができます。
その他にも、府庁NPOパートナーシップセンターでは、地域活動を支援するセミナーやミーティング等、様々な取組を行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問合せ先一覧

○主な事業実施地域が京都市又は乙訓地域の場合

→京都府 文化生活部 文化生活総務課 TEL:075-414-4453

○主な事業実施地域が山城地域の場合

→山城広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 TEL:0774-21-2049

○主な事業実施地域が南丹地域の場合

→南丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 TEL:0771-24-8430

○主な事業実施地域が中丹地域の場合

→中丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 TEL:0773-62-2031

○主な事業実施地域が丹後地域の場合

→丹後広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課 TEL:0772-62-4300

※協働教育分野については、京都府教育庁指導部社会教育課(電話:075-414-5884)にお問合せください。